

# 移住支援金を活用して 釧路市で働きませんか？



▲ 釧路市HP

世帯で100万、単身で60万、起業で最大300万円交付します！

**対象要件** 次の①～④のすべてを満たしている方が申請できます

- ①移住する直近10年間のうち、**通算5年以上 東京23区に在住 or 通勤**していた方
- ②移住する**直前に、1年以上 東京23区に在住 or 通勤**していた方
- ※①②ともに、通勤の場合は**埼玉・千葉・神奈川**のいずれかに居住していた方に限ります
- ③移住支援金の本申請時において、**転入(住民票の移動)後1年以内**である方
- ④【**就職・起業・移住要件**】(いずれか1つを満たしていること)
  - (1)就職：**就業マッチングサイト掲載の移住支援金対象法人に新規就業**した方
  - (2)起業：**「地域課題解決型起業支援事業補助金」**の交付決定を **1年以内**に受けた方
  - (3)移住：転勤等ではなく、**テレワーク**により移住元での仕事を継続する方

## 移住支援金交付までの流れ



※1 釧路市へ転入後1年を過ぎると申請することができませんのでご注意ください！

※2 移住と就業・起業は、要件を満たしている場合は、どちらが先でも問題ありません。

【問合先】釧路市役所産業振興部商業労政課

☎0154-31-4611 ✉sho-shougyourousei@city.kushiro.lg.jp